

企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第51号

企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成19年岩手県条例第78号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って法第20条の規定により定められた特定事業のための施設（以下「対象施設」という。）を法第9条第1項の同意基本計画において定められた集積区域（以下「同意集積区域」という。）内に設置した事業者（法第20条の規定により定められた指定集積業種に属する事業を行う者に限る。以下同じ。）に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（県税の課税免除）</p> <p>第2条 法第5条第5項の規定による<u>産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が平成30年3月31日以前であるものに限る。以下「同意の日」という。）から起算して5年内に、同意集積区域内において対象施設を設置した事業者について、次の各号に掲げる県税のうち、当該各号に定める額の課税を免除する。</u></p> <p>（1）・（2） [略]</p>	<p><u>地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第25条の規定により定められた法第17条に規定する承認地域経済牽引事業（法第24条の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設（以下「対象施設」という。）を法第4条第2項第1号に規定する促進区域（以下「促進区域」という。）内に設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（県税の課税免除）</p> <p>第2条 法第4条第6項の規定による<u>地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が平成31年3月31日以前であるものに限る。以下「同意の日」という。）から起算して5年内に、促進区域内において対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者について、次の各号に掲げる県税のうち、当該各号に定める額の課税を免除する。</u></p> <p>（1）・（2） [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる同条に規定する旧同意基本計画の改正法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「旧法」という。）第5条第5項の規定による同意の日から起算して5年以内に、当該旧同意基本計画において定められた旧法第4条第2項第2号に規定する集積区域内において、改正法附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法の施行前に旧法第14条第3項の規定による承認（旧法第15条第1項の規定による変更の承認を含む。）を受けた企業立地計画に従って、旧法第20条の規定により定められた特定事業のための施設を設置した事業者（同条の規定により定められた指定集積業種に属する事業を行う者に限る。）に対する県税の課税免除については、なお従前の例による。